

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

中野市長

公表日

令和7年7月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当の受給資格及びその額の認定請求に係る事務、額の改定請求に係る事務、未払いの児童手当に係る事務及び届出に係る事務など
③システムの名称	童手当システム、総合宛名システム、中間サーバー、ながの電子申請、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)受給者ファイル(2)児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第81項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、141、161の項、第2条の表106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て課
②所属長の役職名	子育て課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中野市役所 子ども部子育て課、中野市三好町一丁目3番19号、0269-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中野市役所 子ども部子育て課、中野市三好町一丁目3番19号、0269-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5..評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て課長 宮澤利彦	子育て課長 池田俊哉	事後	
平成29年10月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、統合宛名管理システム、中間サーバー	児童手当システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、ながの電子申請システム	事前	
平成31年4月1日	5..評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て課長 池田俊哉	子育て課長 小林由美	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策		IVリスク対策全文	事前	
令和2年3月31日	2.特定個人情報ファイル名	受給者ファイル、児童ファイル	児童手当システムデータベース(Reams.net)	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和2年3月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): (26,30,87項) (別表第二における情報照会の根拠): (74,75項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): (19,44条) (情報照会の根拠): (40条)	照会: 番号法第19条第7号 別表第二 74、75項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 提供: 番号法第19条第7号 別表第二 26、30、87項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第19、44条	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和2年3月31日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て課長 小林由美	子育て課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年3月31日	Ⅱ-1. .対象人数 係数の判断時点	平成31年4月1日 時点	令和2年1月14日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 係数の判断 時点	平成31年4月1日 時点	令和2年1月14日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和3年6月30日	I -4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会: 番号法第19条第7号 別表第二 74、75項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 提供: 番号法第19条第7号 別表第二 26、30、87項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第19、44条	照会: 番号法第19条第8号 別表第二 74、75項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 提供: 番号法第19条第8号 別表第二 26、30、87項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第19、44条	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和5年1月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、総合宛名システム、中間サーバー、ながの電子申請	児童手当システム、総合宛名システム、中間サーバー、ながの電子申請、サービス検索・電子申請機能	事後	機能の利用に伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当又は特例給付の受給資格及びその額の認定請求に係る事務、額の改定請求に係る事務、未払いの児童手当又は特例給付に係る事務及び届出に係る事務など	児童手当法に基づく児童手当の受給資格及びその額の認定請求に係る事務、額の改定請求に係る事務、未払いの児童手当に係る事務及び届出に係る事務など	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	I -3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第81項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	保護評価再実施に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会: 番号法第19条第8号 別表第二 74、75項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 提供: 番号法第19条第8号 別表第二 26、30、87項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第19、44条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、141、161の項、第2条の表106、107の項	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月14日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月14日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	IV-2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	IV-3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	IV-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	保護評価再実施に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	IV-7. 特定個人情報の漏えい・滅失、毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	IV-8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	IV-8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		2)目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		児童手当システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	保護評価再実施に伴う修正